

先端材料 [電波吸収材、導電性高分子 (4の項の中欄に掲げるものを除く。) (医療用に設計された装置又は医療用に設計された装置に組み込まれたものを除く。)]

商 品 名 : _____

メーカ ー 名 : _____

型式及び等級 : _____

該非判定用パラメータシート

先端材料・貨物

様式15-02

CISTEC 2011.07.01

(平成23年7月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答 欄		
	いいえ	は い	記 入 欄
電波の吸収材か、又は導電性高分子か	☐ 非該当	☐ イ ^	☐ 電波吸収材 ☐ 導電性高分子
イ 200MHz 超 3THz 未満の周波数帯の電波の吸収材か	☐ ロ ^	☐ (一) ^	周波数帯: _____ Hz
(一) 磁性を有していない繊維状のものか	☐ (二) ^	☐ A ^	
(二) 磁気損失により電波を吸収するものでないものか (板状のものを除く)	☐ (三) ^	☐ A ^	
(三) 板状の吸収材 (注1) か	☐ (四) ^	☐ 1 ^	
1 次のいずれかに該当するものからなるもの			
一 炭素を含有するプラスチックの発泡体を用いたもの又は有機物を用いたものか	☐ ニ ^	☐ イ ^	☐ P-発泡体 ☐ 有機物
イ 吸収率が最大である電波の周波数を中心とした±15%の周波数範囲以外の周波数において測定した当該吸収材の電波の反射率が金属板の電波の反射率の 5% 以上のものか	☐ ニ ^	☐ ロ ^	反射率: _____ %
ロ 177℃ を超える温度で使用することができないものか	☐ ニ ^	☐ 2 ^	使用可能温度: _____ °C
二 セラミックを用いたものか	☐ (四) ^	☐ イ ^	
イ 吸収率が最大である電波の周波数を中心とした±15%の周波数範囲以外の周波数において測定した当該吸収材の電波の反射率が金属板の電波の反射率の 20% 以上のものか	☐ (四) ^	☐ ロ ^	反射率: _____ %
ロ 527℃ を超える温度で使用することができないものか	☐ (四) ^	☐ 2 ^	使用可能温度: _____ °C
2 引張強さが 7 MN/m ² 未満のものか	☐ (四) ^	☐ 3 ^	引張強さ: _____ MN/m ²
3 圧縮強さが 14 MN/m ² 未満のものか	☐ (四) ^	☐ A ^	圧縮強さ: _____ MN/m ²
(四) 焼結したフェライトからなる板状のものか	☐ B ^	☐ 1 ^	
1 比重が 4.4 を超えるものか	☐ B ^	☐ 2 ^	比重: _____
2 275 °Cを超えて使用することができないものか	☐ B ^	☐ A ^	使用可能温度: _____ °C
A 塗料に混入したものか	☐ 非該当	☐ B ^	
B 電波の吸収材として使用するように設計したものか	☐ 非該当	☐ 該当	

先端材料 [電波吸収材、導電性高分子(4の項の中欄に掲げるものを除く。)(医療用に設計された装置又は医療用に設計された装置に組み込まれたものを除く。)]

商 品 名 : _____

メーカ名 : _____

型式及び等級 : _____

該非判定用パラメータシート

先端材料・貨物

様式15-02

CISTEC 2011.07.01

(平成23年7月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答 欄		
	いいえ	はい	記 入 欄
☐ 150THz 超 370THz 未満の周波数帯の電波の吸収材か (a) 可視光を透過しないものか C 電波の吸収材として使用するように設計したものか ハ 導電性高分子か (一) 重合体はポリアニリンか (二) 重合体はポリパイロールか (三) 重合体はポリチオフェンか (四) 重合体はポリフェニレンビニレンか (五) 重合体はポリサイニレンビニレンか (a) <u>体積導電率(注2)</u> が 10 k Ω -m/m (kS/m) を超えるものか (b) <u>表面抵抗率(注2)</u> が 100 Ω /□未満のものか	☐ ハ ^ ☐ 非該当 ☐ 非該当 ☐ 非該当 ☐ (二) ^ ☐ (三) ^ ☐ (四) ^ ☐ (五) ^ ☐ 非該当 ☐ (b) ^ ☐ 非該当	☐ (a) ^ ☐ C ^ ☐ 該当 ☐ (一) ^ ☐ (a) ^ ☐ (a) ^ ☐ (a) ^ ☐ (a) ^ ☐ (a) ^ ☐ 該当 ☐ 該当	周波数帯: ____ THz 体積導電率: ____ kS/m 表面抵抗率: ____ Ω /□
判 定 結 果	☐ 非該当	☐ 該当 「該当項番」欄へ	
該 当 項 番	輸出令別表第1の____の項(____)		貨物等省令第____条 第____号____

(注1) 試験片は方形で一辺が中心周波数の5波長以上の
のものであって、放射素子の遠方界領域に設置
しなければならない

(注2) ASTM規格D-257又は同等の国家規格により
測定されるものとする

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会 社 名: _____

所属・役職: _____

(フリガナ) _____

氏 名: _____ 印

電 話: _____ (内線)